　　　　　　　　　　　　　　　　入　札　書

　￥

（契約しようとする希望金額の１１０分の１００に相当する金額）

　但し、（業務名）令和７年度各種試験機の機器校正・検査業務

　　　（業務場所）福山市東深津町三丁目２番39号

広島県立総合技術研究所東部工業技術センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に係る委託料として

　上記のとおり、広島県会計規則及び広島県契約規則について承諾の上、入札

します。

　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　所　 在 　地

　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　(代理人氏名　　　　　　　　　　　　　印）

　契約担当職員

広島県立総合技術研究所長　様

　（東部工業技術センター）

入　札　条　件

１　入札しようとする者は、所定の入札書を所定の競争執行の場所及び日時までに提出しなければならない。県が必要と認めて入札をしようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。

２　入札しようとする者は、入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。

３　入札者は、一旦提出した入札書を引き換え、若しくは変更し、又は当該入札書に係る入札を取り消すことはできない。

４　次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効とする。

(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2)　入札が取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

(3)　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

(4)　入札者が２以上の入札をしたとき。

(5)　他人の代理を兼ね、又は２人以上を代理して入札をしたとき。

(6)　入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

(7)　入札保証金の額が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

(8)　入札書に記名押印のない入札又は必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(9)　再度の入札をした場合においてその入札が１であるとき。

(10)　指名競争入札の場合においてその入札が１であるとき。

５　前記各事項のほかは、広島県契約規則（昭和３９年広島県規則第３２号）、広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年広島県規則第９９号）及び広島県会計規則（昭和３９年広島県規則第２９号）による。

禁　止　事　項

１　入札執行中は、入札執行者が特に、必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りを禁ずる。

２　入札執行中は、入札者の私語、放言を禁ずる。

３　入札室には、入札に必要な者以外の入室を禁ずる。